

令和 3 年 第 2 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 3 年 1 1 月 2 2 日（月）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	庭	野	和
委員	井	戸	代
委員	平	井	一
委員	蓮	沼	秋

事務局	教育推進課長	飯	田	常	雄
	学務課長	大	關	一	彦
	教育指導課長兼教育研究所長				
		近	津		勉
	学校施設課長	石	塚		修
	統括指導主事	千	葉	一	知

書記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	杉	浦	佳	之
	同 主査	志	村	一	彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後１時 ただいまから、令和３年第２２回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は１名の方からの傍聴の申し出がございますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室をお願いいたします。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第１、署名委員を決定します。庭野委員と蓮沼委員をお願いいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 第３４号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題といたします。 本件は、議会に上程される前の議案に関するものであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。 この発議に賛成の方の挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、第３４号議案につきましては、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能といたします。 傍聴人の方の退出をお願いいたします。なお、秘密会終了後の再入室は可能となっております。 〔傍聴人退出〕 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕

教 育 長	それでは、第３４号議案を審議いたします。内容について、事務局より説明をお願いします。
飯田教育推進課長	では、ご説明させていただきます。資料の１枚目に、教育に関する事務の議案についてということで公文をおつけしてございます。１１月２４日に開会いたします令和３年第４回区議会定例会に提出する議案につきまして、法の規定に基づき意見聴取を行うものであります。 既に、４定に提出する予定の議案については意見聴取をさせていただきましたが、今回、追加議案が発生したことに伴い、改めて聴取を行うものであります。項目は記書きの３点でございます。 １点目、令和３年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分、２点目、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、３点目、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分。これらはいずれも特別区人事委員会の勧告、また統一交渉に基づきまして、職員の期末手当の支給月数を引き下げる、こういった内容のものでございます。 それでは、次のページをご覧ください。 １点目でございますが、令和３年度給与費補正概要ということでお示しをさせていただきました。こちら、今回提出する補正予算でございますが、内容をご説明させていただく前に概要としましてご説明いたします。 今回の補正予算につきましては、二つの項目によって、補正をしてございます。一つは先ほど申し上げました特別区人事委員会の勧告に伴う期末手当の支給月数の引下げ、もう一つが職員の給与の額に関する調整を行うものでございます。この調整につきましては、職員の給与につきまして、基本的に現員現給という言い方をしてございますが、今年度計上している予算額につきましては、昨年度の職員の人数に基づいて計上してございます。そのため、年度が変わった状況におきまして、人数が増えれば足りなくなりますし、人数が減れば余るところで、その調整を今回の補正予算でさせていただくところでございます。そのため、全体的には期末手当の支給月数の影響で減額補正がかかってございますが、人数が増えた部署につきましては、調整の結果として増額になっている部署もあるというところでございます。 では、資料をご覧ください。上段の表でご説明させていただきます。歳出となつてございますが、一番下でございますように、教育費ということで、合計、１，７５２万５，０００円の減額補正がこちらの内容でございます。課ごとに見ていただきますと、例えば教育推進費の一般職の給与費、

こちらは職員数が増加したことに伴いまして、4, 200万円余の増額になってございます。教育指導費並びに学校施設費につきましても、それぞれ職員が増えたということに伴いまして、730万円余、1, 270万円余の増額となってございますが、全体を合わせますと、1, 752万5, 000円の減額というものでございます。下の表につきましては、今申し上げた内容と同じでございますが、ちょっと詳細に載せさせていただいている表になります。補正予算については以上です。

2点目でございますが、横版の新旧対照表を二つ、2点目、3点目でつけさせていただきました。2点目につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回の人事委員会勧告に伴いまして、いわゆる月例給、基本給は民間と差がないということで据え置かれました。一方で特別給、いわゆるボーナスにあたる部分でございますが、この部分につきましては、民間より0. 15月分、差が上回っているということで、この支給月数を減じる運用が今回の補正でございます。ただ、今回の補正につきましては、まず、今年度、既に6月のボーナスはもう支給してございますし、12月のボーナスにつきましてももう余り期間がないという中でございますので、3月に支給を予定してございます期末手当におきまして、0. 15月分の減額を行います。

一方で、令和4年度以降につきましては、夏と冬のボーナスからそれぞれ少しずつ引いて、合計で0. 15月分減額するというところで、二段階の改正をする予定です。今年度の改正の部分がこちらの1ページにございます左肩に「第1条関係」となっている部分が今年度の改正の内容です。第27条が期末手当となってございまして、第27条第2項に赤字で修正部分が記載されてございます。第2項の1行目の最後のところからご覧いただければと思いますが、右側の旧のところをご覧いただきますと、「三月に支給する場合においては百分の二十五」、左側の新のところをご覧いただきますと、「三月に支給する場合においては百分の十」ということで、100分の15を減らしていく形になります。以下につきましても同様に3月の期末手当の減額を行うというようなもの内容になってございます。

2枚目にいっていただきますと、「第2条関係」ということで、令和4年度以降ということになってございます。同じ第27条第2項がこの期末手当の部分でございますが、3月に支給する場合につきましては、もともとの100分の25に戻します。一方で、6月支給、及び12月支給それぞれにつきまして、100分の7. 5ずつを減らしまして、6月支給分が100分の105、12月支給分が100分の110とそれぞれ支給月数を減じるもの

	でございます。 3枚目をご覧くださいと、付則関係ということで、ただいま申し上げましたように、今年度に影響を及ぼす第1条につきましては、公布の日から、また、第2条の規定につきましては、令和4年4月1日から施行するという事で、効力に時間差を設けるという旨の規定がこの付則関係になってございます。 以上が幼稚園教育職員の給与の条例でございますが、もう一点につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ということで、こちらは会計年度任用職員に関するものでございます。内容は先ほどと同様になってございまして、0.15月分を減じる。第1条関係におきまして、今年度中、年度末の手当から0.15月を減らします。第2条関係におきましては、来年度以降の内容といたしまして、6月及び12月に支給する予定の期末手当からそれぞれ支給月数を減じて、合計で0.15月分減らすという内容になってございます。最後の付則関係につきましても先ほどと同様でございます。第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行するという事で、効果の発生する時期をずらすという旨の規定でございます。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 特になければ、第34号議案の意見聴取に対しましては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨、回答をいたします。秘密会はここまでといたします。傍聴人の再入室を認めます。 〔秘密会終了〕 〔傍聴人再入室〕
教 育 長	続きまして、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、「不登校を考える講演会」について、事務局より説明をお願い

近津教育指導課長	いたします。 それでは、私から、「不登校を考える講演会」についてご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。本件につきましては、まず、昨年度、旧上一色小学校の土地に学校法人東京シュールが、東京シュール江戸川小学校を開校いたしました。この開校に伴いまして、江戸川区と学校法人東京シュールの間で包括的連携協定が結ばれております。これに伴って、今般、東京シュール江戸川小学校、奥地校長から、江戸川区と包括連携協定に基づいて何か行えることはないかということで、そういったご相談が経営企画部のほうにございました。経営企画部のほうでは内容が不登校ということであるならば、教育委員会と何か事業を行ってはどうかということで提案をされ、こちらにお話が来たという経緯がございます。 内容は奥地校長が不登校の子どもたちについて講演を行い、シンポジウムのような形で不登校の子どもたちの、不登校から立ち直った子どもたちの話を聞いてもらい、最終的には質疑応答等もしてお話を終わりたいというものです。対象としては、区内の在住・在学の子どもたちの保護者、それから教育関係者などにお話を聞いてもらいたいというものでしたので、協議を重ねてこのような形で10月25日にタワーホールで行うことになりました。 テーマは不登校からの進路ということで子どもの自立を支えるかかわり方という内容で、冒頭、奥地校長からのお話があり、その後、卒業生等を招いたシンポジウムという形で行います。当日でございますが、まず、教育委員会のほうで本件主催をいたしまして、共催という形で学校法人東京シュール学園にかかわっていただくことで進行をしたいというふうに考えてございます。 なお、当日、土曜日でございますので、一定程度保護者や教育関係者の出席をお願いするためにこちらのご案内を各学校に配布しますとともに、積極的に参加についてお願いをしてもらいたいというふうに考えてございます。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
蓮 沼 委 員	本区も残念ながら不登校の数が多いし、教育課題になっている。この東京シュールの小学校が江戸川区にできたということはとても素晴らしいことだと思っていますし。私、実は葛飾の中学校の開校のときにいろいろ関わっていたので、この奥地先生とお話したことがあるんですね。とてもすばらし

庭 野 委 員	い方です。できれば、教育委員会としても、教育委員も出席できれば出席するという形にしておいて、参加できればいいなと思っております。ぜひご検討いただければ。私は参加したいなと思います。 私も蓮沼委員のお考えと同様ですけれども、時間が許せばぜひ行きたいなというふうに考えております。東京シューレ江戸川小学校、新聞記事によると、ちょっと人数が少ないと聞いておりますので、不登校解消についてはいろいろな方法があると思うんですけれども、こういった講演会で周知していただいて。それも一つの選択肢に入るようにしていただければいいんじゃないかなというふうに思います。
教 育 長	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、「日曜」不登校相談の開催について、事務局よりご説明をお願いいたします。
近津教育研究所長	それでは、続きまして、私から「日曜」不登校相談の開催につきまして、ご報告申し上げます。こちらは教育研究所として年間2回行っているものでございまして、今回のご案内は、今年度2回目の「日曜」不登校相談でございます。 お開きいただきまして、まず、小中学校長向けの案内でございますけれども、2月の20日（日）に行います。目的といたしましては、平日になかなかご相談がとりづらい保護者、本人等を対象にこうした日曜日に相談を行うといったものでございます。対象は、江戸川区在住、あるいは在学の不登校及び不登校傾向の小・中学生の保護者と本人ということでございます。 おめくりいただきまして、「『日曜』不登校相談のお知らせ」という、こちらのチラシでございますが、各学校、それから、各教育相談室からそうした該当となるようなご家庭、保護者に周知するものでございます。 なお、本年度でございますけれども、第1回は9月26日（日）に開催をいたしました。7件13名の方のお申し込みいただいたところでございまして、今回、2月にまたお申し込みいただいた方々にもこうした教育相談員による相談を実施して、なるべくならば、継続の相談につなげていきたいというふうに考えているところでございます。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

庭 野 委 員	こちら先ほどの東京シューレではありませんけれども、不登校の本人、親御さんへの周知というのでしょうか、相談の機会を増やすという意味で日曜日に開くということで、とてもよい取り組みだというふうに思います。これまでもずっと続けていらっしゃっていると思いますけれども、ぜひ、これを機に、相談が続いていって解消につながるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
蓮 沼 委 員	直接、親が申し込むというパターンでしょうけれども、例えば、どここの小学校、中学校の保護者から、こういう申込みや相談を受けましたとか、学校に報告したりすることはあるんですか。あるいは、逆にあまりそういうことをしてはいけないのか。どうなんですか。
教育研究所長	こちらは相談の特性というところから、学校のほうにはどういった方から、親御さんのお申し込み、ご相談がありましたということについては、お戻しはしてございません。ただ、申込みいただいた中で、学校として取り組んでいただくべきこと、あるいは、学校経営上の課題ということにつながっているようなものであれば、それは学校にお知らせをして一緒に解決を図っていく、つなげてまいりたいと考えております。
蓮 沼 委 員	中身によって、知らせておいたほうがいい事案とかあるということで理解しました。
教 育 長	ほかよろしいでしょうか。 他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和3年第22回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後1時21分